福県医発第307号（地）
令和６年４月23日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

建築基準法施行令第19条第１項に規定する
児童福祉施設等の範囲について（周知）

建築基準法第28条第１項及び同項の規定による建築基準法施行令第19条第１項においては、採光の基準の対象となる住宅等の建築物及びその基準が定められており、当該建築物には、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）のうち、支援を必要とする高齢者を通わせ、日常生活上の支援を行う事業を行う老人デイサービスセンターが含まれています。

令和５年12月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたことを受けて、今般、厚生労働省より、いわゆる多様なサービスのみの実施を目的とする施設は老人デイサービスセンターではないため、建築基準法施行令第19条第１項に規定する建築物に当たらないことを明確化し、建築基準法第28条第１項（採光の基準）の適用がないことを周知する旨の事務連絡が各都道府県・市町村介護保険主管部（局）宛に発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事　栁　大三郎
会長　島田昇二郎

日医発第224号（介護）
令和６年４月19日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江 澤　和 彦
（公印省略）

建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）

建築基準法第 28 条第１項及び同項の規定による建築基準法施行令第 19 条第１項においては、採光の基準の対象となる住宅等の建築物及びその基準が定められており、当該建築物には、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、支援を必要とする高齢者を通わせ、日常生活上の支援を行う事業を行う老人デイサービスセンターが含まれています。

令和５年 12 月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたことを受けて、今般、厚生労働省より、いわゆる多様なサービスのみの実施を目的とする施設は老人デイサービスセンターではないため、建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する建築物に当たらないことを明確化し、建築基準法第 28 条第１項（採光の基準）の適用がないことを周知する旨の事務連絡が各都道府県・市町村介護保険主管部（局）宛に発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

（添付資料）
〇介護保険最新情報 Vol.1251
建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）（令 6.4.12 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する

児童福祉施設等の範囲について（周知）

計３枚（本紙を除く）

Vol.１２５１

令和６年４月１２日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 ３９８６）
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和６年４月 12 日

各都道府県・市町村　介護保険主管部（局）　御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条第１項及び同項の規定による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第１項においては、採光の基準の対象となる住宅等の建築物及びその基準を定めているところであり、当該建築物には、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第１項の規定に基づき市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、同項第１号ロに定める第一号通所事業（支援を必要とする高齢者を通わせ日常生活上の支援を行う事業。以下「第一号通所事業」という。）を行う老人デイサービスセンターが含まれている。

令和５年12月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたところ。

これを受け、第一号通所事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の６第１号に定める基準に従って行うもの（以下「従前相当サービス」という。）を除く事業（いわゆる多様なサービス）のみの実施を目的とする施設は老人デイサービスセンターではないため、建築基準法施行令第19条第１項に規定する建築物に当たらないことを明確化するので、各市町村の介護保険主管部（局）におかれては、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）との緊密な連携のもと、制度の運用に当たられるようお願いする（本事務連絡の内容については、別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課から特定行政庁あて周知を行っているところ。）。

なお、現在、従前相当サービスについても、多様なサービスと利用対象者及びサービス・活動の内容及び提供時間等は同様であること、多様なサービスと同様に市町村がその実施基準を定めるものであることから、従前相当サービスの実施を目的とする老人デイサービスセンターにおいても、建築基準法第28条第１項に基づく採光のための窓その他の開口部に係る規制を設ける必要がないため、多様なサービスと同様に建築基準法における採光の基準の適用対象外とし、市町村の判断で総合事業の充実に取り組むことができるよう、国土交通省住宅局との協議を行っていることを申し添える。

総合事業における第一号通所事業（通所型サービス）と建築基準法に定める採光の基準との対応関係について

○ **介護保険法に基づき、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等を通わせ、日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下「通所型サービス」という。）の実施に係る建築基準法に基づく採光の基準についての取扱いについては、下表のとおり整理される。**

	従前相当サービス	多様なサービス		
		サービス・活動Ａ	サービス・活動Ｂ	サービス・活動Ｃ
人員・設備・運営基準	旧介護予防通所介護に相当する基準の例により市町村が定める基準（省令第140条の63の６第１号）	サービスの内容等を勘案し市町村が定める基準		
サービス・活動内容（例）	旧介護予防通所介護と同様のサービス	ミニデイサービス 運動、レクリエーション	有償・無償のボランティアや住民の活動団体等による体操や運動等の実施	３月以上６月以下の期間を定めて保健医療専門職により提供される生活機能改善のための運動器機能向上や栄養改善等のプログラム
利用対象者	居宅要支援被保険者・事業対象者	居宅養親被保険者・事業対象者 継続利用要介護者		居宅要支援被保険者・事業対象者のうち、計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防等の効果が増大すると認められる者
実施方法	事業者指定（法第115条の45の３）	直接実施・委託 ・事業者指定	補助・助成（省令第140条の62の３第１項第2号）	直接実施・委託
実施施設	老人デイサービスセンター等	第一号通所事業を実施するために必要な広さを有する施設		
採光の基準	建築基準法第28条第１項（採光の基準）の適用あり※	多様なサービスのみを実施する施設においては 建築基準法第28条第１項（採光の基準）の適用なし **（本事務連絡における明確化の範囲）**		

※多様なサービスと利用対象者、サービス・活動の内容・提供時間等は同様であること、多様なサービスと同様に市町村がその実施基準を定めるものであることから、従前相当サービスの実施を目的とする老人デイサービスセンターについても、建築基準法における採光の基準の適用対象外とする方向で検討

（参考）

別添

国　住　指　第　２　０　号
令　和　６　年　４　月　１　２　日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（公印省略）

建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等の範囲について

令和５年 12 月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたことを踏まえ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等の範囲について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、各市町村の介護保険主管部（局）との緊密な連携のもと、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関の長に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関の長に対しても、この旨周知していること、各市町村の介護保険主管部（局）に対しては、別添により厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課から周知していることを申し添える。

記

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第１項の規定に基づき市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、同項第１号ロに定める第一号通所事業（支援を必要とする高齢者を通わせ日常生活上の支援を行う事業。以下「第一号通所事業」という。）であって、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６第１号に定める基準に従って行うもの（いわゆる従前相当サービス）を除く事業（いわゆる多様なサービス）のみの実施を目的とする施設は、老人福祉施設に該当せず、建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等に当たらないため、採光の基準が適用されない。